２０１３年　７月１５日発行

村尾光子の
下野市議会報告
（しもつけ）

（第31号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



平成25年第2回臨時会(5月7日)と第2回定例会(6月5日～19日)の報告です。

もくじ

《審議事項》

【第2回臨時会】

○工事請負契約の締結（2件）
- 古山小屋内運動場改築（建築）工事
- 石橋小屋内運動場改築（建築）工事

○土地の取得（1件）
- 新庁舎建設用地取得

【第2回定例会】

○報告（4件）
- H24年度一般会計継続費繰越計算書
- H24年度会計繰越明許費繰越計算書（一般会計・水道事業会計・仁良川区画整理事業会計）

○H25年度一般会計補正予算

○条例制定（2件）
- 子ども・子育て会議条例
- 市長等及び一般職の臨時特例に関する条例

○条例改正（1件）
- 道路占用料徴収条例の一部改正

○陳情（3件）
- 「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情
  ⟹　継続審査
- 「教育費無償化」の前進を求める陳情
  ⟹　不採択
- 年金2.5%削減中止を求める陳情⟹　不採択

■一般質問：７議員が質しました。





H25年第３回定例会は8月28日（水）開会予定です

降雨量が少ないとはいえ、蒸し暑い日々です。皆様、お元気にお過ごしでしょうか。



第２回定例会は、第１回定例会後に臨時会が２回開催されたため議案が少なく、会議時間は短く終わりました。

議会改革調査特別委員会では議会基本条例素案をまとめ、去る６月29日に市民説明会を開催しました。いろいろご意見をいただく中で、市民の方々から議会報告会や市民との意見交換会に期待が寄せられていることを感じました。素案検討に参加したにも拘わらず、まとめられた案には物足りなさを感じますが、先ずは実施して、常に見直していくことが大事なのだと思います。また、特別委員会では議員定数についても協議し、次回改選時から３減の定数18人にする予定です。残念ながら議員多数の意向で、その理由を理解できずにいます。

２件とも第３回定例会での条例制定を目指しています。

議会報告と意見交換会

８月４日（日）10:00～12:00

グリーンタウン・コミュニティセンター　研修室

報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

参議院選挙の期間、政治活動が制限されるため報告書お届けと報告会開催が遅くなりました。ご了解を。

■新庁舎建設用地を取得

19,645.55m²、3 億 2856 万円

本年 4 月 22 日、農地転用･開発行為の許可が下りたので用地取得の運びとなった。

所在地	笹原字古館 11 番 1　外 36 筆
契約の相手方	関係地権者　21 名
用地費	3 億 1980 万円 （平均 16,278 円/m²）
補償費	876 万円

※ H25 年度は実施設計作成、H26･27 年度に建設



■古山小･石橋小屋内運動場を改築

建築工事は事後審査型条件付き一般競争入札

（工期はいずれも H26 年 2 月 10 日まで）

●古山小学校屋内運動場改築

改築(建築)工事	318,675 千円	増淵･小林特定建設工事共同企業体
電気設備工事	60,165 千円	(株)多田電工
機械設備工事	17,892 千円	(株)小林工業
合計	396, 732 千円	

※鉄骨造 2 階建、1,361m²（現施設より 89 %増）
数地南西部(交通公園跡)に建築
※新施設完成後既存施設解体､駐車場整備

●石橋小学校屋内運動場改築

改築(建築)工事	313,110 千円	斉藤･前原特定建設工事共同企業体
電気工事	64,050 千円	川俣電設(株)
機械設備	18,144 千円	(株)サニーハウス･アダチ
合計	395,304 千円	

※鉄骨造 2 階建、1,379m²（現施設より 52 %増）
※既存施設解体後に同じ場所に建築

【2施設に共通の仕様】

〇渡り廊下、〇照明機器は主に LED を使用、〇太陽光発電設備(20KWh、自立系運転機能型⇒日照時 100V 電源 2 口使用可能、蓄電池は設置しない)設置、〇天井換気扇設置、〇ミーティングルーム(2 階)、〇内部･外部にトイレ設置

■下野市子ども･子育て会議条例を制定　子ども･子育て支援事業計画の策定へ

子ども･子育て関連 3 法が H24 年 8 月に公布された(本格施行:H27 年度)。このうち子ども･子育て支援法に規定された子ども･子育て会議については H25 年 4 月 1 日施行。条例を制定して組織を設置する。

（所掌事務）

(1)下野市子ども･子育て支援事業計画に関すること
(2)子ども･子育て支援に関する施設の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
(3)特定教育･保育施設に関すること
(4)特定地域型保育に関すること

（組織）

次に掲げる者のうちから 15 人以内を市長が委嘱
(1)公募による市民 (2)子どもの保護者 (3)事業主を代表する者 (4)子ども･子育て支援事業に従事する者 (5)子ども･子育て支援に関し学識経験を有する者 (6)関係行政機関の職員 (7)市長が必要と認める者
任期：2 年、報酬：日額 6,000 円(非常勤特別職)

※子ども･子育て支援事業計画は **H27 年 3 月**までに策定

子ども･子育て関連3法：次の 3 法律をいう
●認定こども園一部改正法
●子ども･子育て支援法
●子ども･子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

《3法の趣旨》

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育･保育、地域の子ども･子育て支援を総合的に推進

《主なポイント》

1.認定こども園制度の改善
①幼保連携型認定こども園の認可･指導監督の一元化
②学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

2.給付体系の創設
①認定こども園､幼稚園､保育所を通した共通の給付(施設型給付)
②小規模保育への給付(地域型保育給付)

3.地域の実情に応じた子ども･子育て支援の充実

《幼児期の学校教育･保育､地域の子ども･子育て支援に共通の仕組み》

1.市町村が実施主体
①市町村は地域のニーズに基づき子ども･子育て支援事業計画を策定､給付･事業を実施
②国･都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

2.社会全体による費用負担(消費税率引上げ分から)

3.子ども･子育て会議の設置
市町村等の合議制機関(地方版子ども･子育て会議)の設置努力義務

■一般会計補正予算

5,389 万円を減額、予算総額 210 億 6350 万円に

新年度の予算編成作業は前年秋に始まり、年明けの第 1 回定例会で議決される。今回は年度末近くの 2 月になって、国の緊急経済対策として補助金交付されたことにより H25 年度に予定していた事業を H24 年度予算で実施することとなった。そのため二重計上となった事業費約 3 億円の減額が主な内容だった。

【新たに予算計上された事業】　（1 万円未満切り捨て）

○広報ラジオ番組制作事業　1,217 万円

全額、県緊急雇用創出事業費補助金による。
市観光・文化財・イベント・地域情報を市内外に発信する。FM とちぎの番組として、7 月～ 3 月　毎週土曜日 9:30 ～ 9:55 放送。放送料 300 万円・制作費・諸経費

○財政調整基金積立金　7,000 万円

（減額した予算二重計上分のうち一般財源分を戻す。）

○自治基本条例法令審査委託料　54 万円

自治基本条例案の形式審査及び他の市条例との内容の整合性をチェックする

○国際交流協会補助金　100 万円

（「国際交流協会へ」との指定寄付を受け補助金交付）

○子ども・子育て支援事業　209 万円

委員報酬と子ども・子育て支援事業計画策定業務委託費 157 万円、今年度はニーズ調査を実施

○妊娠サポート事業　300 万円

先天性風しん症候群予防接種補助、対象:(19 ～ 49 歳、妊娠を望む女性と配偶者、小山地区医師会で抗体検査(1,000 円)を受け抗体の値が十分でない人)を全て満たす人。補助額:風しんワクチン 3,000 円、麻しん・風しん混合ワクチン（ MR ワクチン）5000 円

○水田農業振興対策事業　2,000 万円

（JA 宇都宮の米麦色彩選別機導入事業、全額県補助）

○担い手総合対策支援事業　1,730 万円

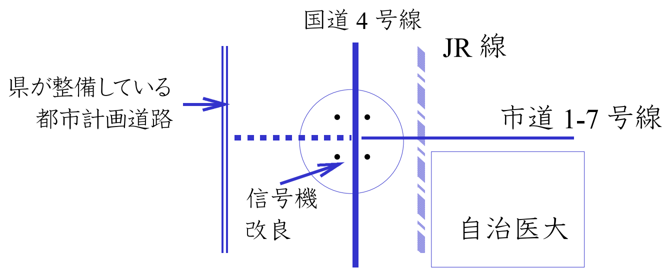
（認定農業者規模拡大、法人設立者へ）

○観光協会交付金　309 万円

一般社団法人下野市観光協会を設立する。
準備金と設立後の人件費補助、事務局長は既に派遣

○市道 1-7 号線(旧南 1-2 号線、自治医大北側)
整備事業　5,000 万円

県が整備中の都市計画道路が今年中に県道下野－壬生線まで開通するのに併せて、現在国道 4 号線までの市道 1-7 号線を西へ県道都市計画道路まで延長する。
舗装・白線処理・既設の T 字路信号機を十字路対応への変更の費用。県道開通が計画より早まったため、県公安委員会の予算措置を待たずに信号機を改良



○下古山地内公園整備事業　950 万円

（通り古山公民館西側に整備中。トイレ設置を追加）

■市長等特別職と一般職員の給与を減額

東日本大震災復興財源確保のため、地方公務員給与も 7 月より国に準じた措置をとるようにとの総務大臣要請があり、人件費に充てる地方交付税も減額される。

市は職員数削減や行財政改革に取り組んできたが、地方交付税が減額されると、このままでは市民サービスに影響を及ぼすので、給与減額とした。

職員組合とは度重なる協議を経て、6 月 18 日に妥結した。

《下野市の地方交付税影響額》　見込み

給与分減額による影響額	▲ 114,000 千円
地域の元気づくり推進費	31,000 千円
減額見込み額	**▲83, 000千円**

（この額を役職に応じて案分）

《減額措置の内容》

期間 ： H25 年 7 月 1 日～ H26 年 3 月 31 日

区分	役職等		減額率	減額(万円)
特別職	市長		▲ 20 %	約▲ 400
	副市長		▲ 15 %	
	教育長		▲ 15 %	
一般職員 技能労務職員 再任用職員	7 級	部長級	▲ 9.0 %	約▲ 8100
	3 ～ 6 級	主査～課長 技能労務職	▲ 7.0 %	
	1 ～ 2 級	主事・再任用	▲ 4.0 %	
合計				**約▲8500**

※職員の平均減額率は▲ 6.8 %

★地方交付税減額には議員報酬分も含まれている！！

給与分減額 1 億 1400 万円には特別職・一般職員・消防組合職員の給与が算入されている。人数等で案分すると、このうち**約4% (456万円）が議員報酬分**(総務部長答弁)

（11400 万円× 4 %＝ 456 万円）

地方交付税の使途は自治体に任されている。職員給与削減を要請したり、一方的に地方交付税を減額するとは、強制的に給与削減させるもので、まさに「地方の自主性を損なうもの」（広瀬市長）と思う。

市民サービス低下を招かないよう、苦渋に満ちた判断での提案だったと思う。ならば私たち議員は、議員報酬減額分を職員給与減額に転化した案に、素知らぬふりで賛成することはできない、と考えた。

この議案は最終日に追加議案として提案された。会期中の全員協議会で、是非、議員報酬減額の条例も制定を、と提案したところ、減額する方向での賛同を得た。減額率は議会運営委員会にて協議することとなった。

ところが、県内市ではその動きがない、市議会議長会会長の立場にある下野市議会が先駆けて動くのはいかがなものか、他市の動向を見る、との結論。何ともはや、言葉がない。理にかなっているなら、率先すべきでは？

過日、茂木町の議員から「芳賀郡は足並みそろえて、議員報酬5％減額を議決した」、栃木市の議員からは「先ずは職員給与減額、その後、臨時議会を開いて議員報酬も減額の話がある」と聞いた。下野市議会の主体性は？

■陳情「『教育の無償化』の前進を求める陳情」は採択すべきだ!! … 敢えなく不採択

今議会では陳情3件が付議された。うち2件は教育に関する案件で、「『ゆきとどいた教育』の前進を求める陳情」は継続審査となった。標記の陳情は教育福祉常任委員会で不採択、本会議でも不採択となった。

> 陳情提出者:全栃木教職員組合 執行委員長 篠原章彦
> **《陳情趣旨》**
> 国に対して以下のことを求める意見書を提出して欲しい
> ・「教育無償化」の維持・拡充を進めること
> ・高校生・大学生に対する「給付制奨学金」制度の創設

【採択すべき】討論:村尾 賛成者3名(磯辺・目黒・高橋議員)

- 「高校無償化」は堅持されるべきだ。
- 低所得者層家庭や児童養護施設で育った、学習意欲のある子どもたちには給付型奨学金制度は必要だ。
- 昨年の衆議院選挙での自民党・公明党の主張・公約に違わない。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は成立見込みで、今こそ意見書提出は推進のための具体策実現の後押しになる。

【不採択とすべき】討論:石田議員 :趣旨は村尾メモによる

- 国の施策、国の判断に任せる。
- 限りある財源の中、学校の耐震化や大規模改修の施設整備が先だ。

付託先の教育福祉常任委員会での審査を傍聴した。「不採択」との結果だったので、本会議で「採択すべし」との討論をした。結局は不採択になったが、3議員の賛同を得たことは嬉しい。

常任委員会審査では、国の施策についてだからこそ、地方議会としての意見書を出して欲しい、という意味が理解されなかったこと、子どもの貧困対策への関心が全く窺えなかったこと、そして、まず始めに「県内他の議会では‥」と内容審議より先に近隣の状況を気にしたこと、が残念だった。

「全員が大学に進学するのではない。教育だけの無償化は不公平だ」、「奨学金貸与制度があるのに利用者は少ない」、「国レベルの問題だ」との意見。

貧困の連鎖を断ち切るためには、経済的に恵まれない環境にある子どもたち・学生のために給付型奨学金制度も必要だと思う。勿論、「学習意欲のある」人たちが対象だ。OECD加盟30か国の中で、日本の子どもの貧困率はワースト12位(2000年代半ばまでの相対的貧困率、2012年度厚生労働省白書)の位置にある。

それ故に、先の国会で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が可決・成立したのに‥。

「奨学金、学習支援、親の就労支援。優先順位を付けて財源を充てる。子どもを入口として家庭を支援していかなければならない。」(国立社会保障・人口問題研究所 阿部 彩氏、朝日新聞から)

《議員全員協議会(5月29日)から》

■現3庁舎の利活用について :3庁舎とも取り壊す

検討の方向性を議会報告No28で報告したが、H25年3月に基本構想が作成された。

●国分寺庁舎 : 現庁舎は取り壊し、跡地を駐車場として整備して、都市計画道路の影響を受けない公民館の利用を増進させる。車庫・書庫(庁舎北側及び庁舎東側借地)は引き続き活用に向けた検討が必要。

●南河内庁舎 : 危険な建物なので取り壊す。跡地は公民館、図書館、体育センターの駐車場として整備する。東側の車庫は当面書庫等として活用する。

●石橋庁舎 : 児童館、公民館も老朽化が著しいので、現庁舎を取り壊し、市民窓口機能を持たせた複合施設を整備する。現庁舎から至近に位置する石橋総合病院の移転が予定されているため、今後病院跡地利活用と併せた再検討が必要。

■石橋総合病院の移転･新築に関する細目協定を締結 5月8日、下野市―医療法人社団友志会

《主な内容》

1. 移転に伴う用地の処理

(1)市は移転先用地(旧石橋中学校跡地、26,643.22m^2)を友志会に無償譲渡。既存施設利用団体の移転先確保

(2)友志会が所有する石橋総合病院跡地(既存施設を撤去、9,966.67m^2)を市に寄附

2. 関連公共工事の実施

(1)市は①病院移転に伴う主要アクセス道路(市道2－7号線)の拡幅整備、②移転用地の既存施設撤去、文化財発掘調査、③移転用地の上下水道整備

(2)友志会は市が実施する関連公共事業へ協力する

3. 住民コンセンサスの形成

(1)市は都市計画の変更・地区計画の決定手続き

(2)友志会は地元説明会の開催等、コンセンサスの形成、地域への具体的な貢献策の実施

4. 政策医療の維持･向上(友志会)

(1)二次救急輪番等の政策医療の向上、産科・小児科開設

(2)市が実施する福祉行政への支援、社会貢献活動を通じた地域との協力関係の構築

(3)地域医療機関との連携体制の維持を図り、政策医療等の維持向上に係る体制の整備(新法人移行や行政の関与等)は、市と協議の上決定

5. 災害時の対応(友志会)

(1)災害時に備え施設・設備の防災性の向上を図り、病院防災マニュアルの整備等、医療体制の確保を図る

■グリーンタウン内東調整池(薬師ケ池)検討結果報告 大規模工事はせず現状で大丈夫

100年確率の大雨(219mm)では、緑2丁目2箇所、緑6丁目1箇所、JAR(日本競馬会)北西側での浸水が想定されるが床下までは至らない。バリケード・看板設置、パトロールで対応。

村尾光子の 一般質問

低所得者層の子どもたちへの学習支援、発達障害についての学習機会、どちらにも多くの人は関心が薄いでしょうが、私には看過できないテーマ。子どもたちがそれぞれに自立していくための支援策を求めた。質問の残り時間 **40** 分



低所得者層の児童生徒への学習支援策が必要ではないか

(1) 生活保護法による教育扶助費受給者数、就学援助費を受給している要保護・準要保護者数はどのように推移しているのか。
また、これら受給者の学習習得状況はどうか。

【古口教育長】 教育扶助費、就学援助費受給者数は

		H18 年 1 月	H25 年 3 月
生保・教育扶助費		11 世帯(14 名)	18 世帯(30 名)
就学援助費	要保護	18 名	25 名
	準要保護	136 名	120 名

全体的に 22 年度までは増加して、それ以降は減少している。

受給者の学習習得状況については、文部科学省の調査統計では、就学援助を受けている生徒が多いほど学力調査におい平均正答率が低い傾向があると示されているが、本市では就学援助費受給と学習習得状況との関連については調査していない。

義務教育では、所得の差が学習習得状況につながらないように最大限の配慮が必要だ。所得の差のみならず、現実に様々な要因で学習意欲が持てない、集中して取り組めない児童生徒がいるので、個別指導支援をどのように充実させていくかが重要だ。

最終日、各種調査に基づいた分析結果報告があった。

《低所得者層世帯の児童生徒の学習習得状況》

就学支援費受給者(要保護・準要保護)	145名
うち個別支援が必要な児童生徒	38名(26%)

《生活保護教育扶助》：生活保護法に基づく

被保護世帯の子弟の義務教育就学について、経済的な側面から援助することにより、当該世帯の就学義務の履行及び最低生活保障を行うための制度。

教育費：学級費、教材費、通学のための交通費、校外活動参加費、災害時等の学用品の再支給、学習支援費

《就学援助費》：学校教育法に基づく

経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資するための制度。**教育扶助と重複する部分は教育扶助を優先する。**(重複支給はしない)

対象者：①生活保護法に規定する要保護者、②要保護に準ずる程度に困窮している者で、市教育委員会が認定したもの。

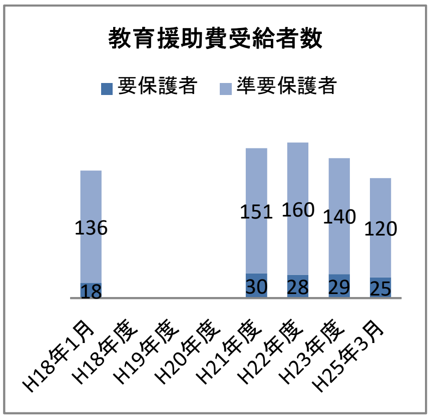
援助費の種類：学用品・通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費

《児童生徒総数に対する要保護・準要保護者数割合》

年度	児童生徒総数(人)	要保護・準要保護(人)	認定率(%)
合併時		154	
H20	5,657		
H21	5,614	181	3.22
H22	5,575	188	3.37
H23	5,492	169	3.07
H24	5,428	145	2.67
H25	5,209	155(予定)	2.97

H22 年度をピークに減少傾向である。

(左は教育長答弁・決算資料・教育委員会資料より算出)



※自治体によっては、就学援助費受給者数が3割を超える例もあったが、下野市は3%前後で割合としては高くない。

※準要保護就学援助費は2005年より国庫補助金を廃止して一般財源化(交付税措置)され、認定基準は市町村教育委員会が定める。下野市は従前通りの認定基準を採用している。

(2) 家庭の貧困は子どもの教育格差をもたらし、貧困の世代間連鎖を生み出すと聞く。学習意欲を育むために、学習支援が必要と思われる児童生徒に対して何らかの支援策を講じられたい。

【古口教育長】 低所得者層に限らず、基礎的・基本的な学習が十分に習得できていない児童生徒に対しては、休み時間・長期休業における補習、個別指導の実施、家庭との連携強化により授業と家庭学習をつなぐ、意欲を喚起する指導などに工夫しながら努めている。

また、市採用の学級支援指導助手配置によるきめ細かな支援や通級指導教室による個別指導の充実を図っており、中学校で導入している e ラーニングシステム(パソコン上で一人学びを応援)の充実に努めている。

今後は、個別支援策の充実が重要なので、学校にさらなる工夫・努力を促す。

(再質問) 学習支援は学校だけで対応できているのか。

【古口教育長】 サポートセンターの心理士が学校に赴い

たり家庭訪問する事例もある。校長会等では、基本的には各学校で努力するように伝えているが、各学校からはもう少し応援が欲しいとの声もある。

(再質問) 多くの児童生徒が学習塾に通う今日、低所得者層家庭ではそのゆとりがなく、子どもたちへの学習面での支援が必要になる場合も考えられる。学校内で対応しきれない部分があれば、ボランティア活用による学校内・外での支援策を考えてはどうか。

【古口教育長】現在は白鴎大学の将来教職を目指す学生約 30 名に、各学校のニーズをもとに大学と調整し、断続的にボランティアでの協力を得ている。

地域の方々には、生涯学習情報センターの学校ボランティアに登録していただき、日常の学習支援をお願いる必要があると考えている。

《全国学力・学習状況調査の分析・活用の推進に関する専門家検討会議 (第13回) 議事要旨、資料から》

●家庭の所得と学力には相関関係が見られ、学校外教育費支出と学力の間にも、同様の相関関係が見られる。(お茶の水女子大学21世紀COEプログラム事業として調査、H18年公表)

●就学援助を受けている生徒の割合の高い学校は平均正答率が低い傾向が見られるが、これら各学校の平均正答率のばらつきが大きく、平均正答率が高い学校も存在する。

⇒ 教育の働きかけで学力を上げられる「効果のある学校」、家庭のあり方として家庭の収入の影響を超える「効果のある家庭」が存在する。

●「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集」(国立教育政策研究所刊)がすべての学校に配布されている。

本年6月19日に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的には「子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、・・・略」と明記されている。家庭の所得差によって教育の機会均等が失われてはならないのだ。

基本的施策の一つに教育及び教育費に関する支援が掲げられ、国・地方公共団体は無料の学習支援、奨学金の充実などの教育の機会均等を図るための施策を講ずることが求められている。

下野市奨学金貸与制度は創設されている。今回は学習面の支援について質した。学習のつまずきは学習意欲を削いでしまう。早い段階に手当てされるよう、支援体制の充実を求めた。すべての子どもたち一人ひとりが基礎的学力をしっかりと身につけ、将来の社会的自立に向かって欲しい。

発達障害に関する学習機会の提供を

(1) 文部科学省のH24年12月の発表によると、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、約6.5%が知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すという結果だった。
下野市における実態はどのようか。増加傾向なのか。

【古口教育長】下野市の調査結果は、小学校 5.7%、中学校 5.4%、全体では5.6%であった。これは学級担任を含む複数の教員による判断で回答したもので、医師の診断によるものではない。判断基準に課題はあった。

該当する児童生徒は通級指導教室で指導を受けている児童が多く、通級指導の児童生徒数は、この数年横ばいである。

(2) 発達障害又はその可能性のある児童生徒への対応の仕方について、教職員・学校生活支援員 (介助) はどのような研修を受けているのか。

【古口教育長】教員は、総合教育センターでの指名研修として特別支援教育コーディネーター研修や校内支援体制の研修、希望研修として発達障害のある子どもの教育支援研修や教育相談実践研修などに参加し、研さんに励んでいる。

市教育研究所では、特別支援教育コーディネーター対象に校内支援体制づくりの研修、通級指導教室担当者対象に教育課程の編成・指導法に関する研修を実施している。

各学校に必ず責任者として特別支援教育コーディネーターを置き、コーディネーターを中心に学校全体で校内支援委員会を設置し、個別指導計画の充実に工夫している。

学校生活支援員に対しては、事例に基づいた児童生徒への具体的な対応について、実践的な研修を実施している。

今年度は新たに、各学校の要請に応じて、校内研修として全教職員を対象に「通常学級における特別支援教育の進め方」というテーマで、主に学習面や行動面で特別な支援を必要とする児童生徒への対応の仕方についての研修を行っている。

また、市学校教育サポートセンター事業として、相談員と指導主事が対象児童生徒の学習や生活場面を見て校内委員会やケース会議で指導助言し、教職員の具体的な支援策について検討している。

今後も、どの子にも過ごしやすく学びやすい学校生活、安心できる居場所としての学級経営、わかりやすい授業づくりを目指して研さんする。

(3) 日常生活を円滑に過ごし、個々の発達を促すためには、保護者は無論のこと、周囲の人たちが発達障害に

ついて理解を深め、配慮した対応が欠かせない。市民全体への学習機会の提供などや啓発策を求める。

【広瀬市長】乳幼児期の相談体制の充実が肝要である。健診時や経過観察での、保護者からの子どもへの関わりがうまくいかない、子の発達に遅れが見られるなどの個別相談については、心理士、保健師などの専門職がアドバイスし、今後の療育・支援等のあり方についての検討体制を整えている。

親子教室の開催や療育の機会を提供している。

市民全体への学習機会提供、普及啓発については福祉フェスタや、生涯学習情報センターのまちづくりリクエスト講座等を通して発達障害を含めた障害の特徴・特性を示し、支援や関わり方など広く交流機会の充実を図る。市広報・ホームページへの掲載も継続する。

第3期下野市障害者福祉計画に掲げた重点目標「普及・啓発の推進」が確実に浸透するよう努める。

【古口教育長】下野市特別支援教育推進計画（H24年3月策定）では、「保護者・地域の理解協力」が極めて大切なので基本方針として掲げている。計画実現のためには、学校関係者だけでなく、広く保護者や市民等にも正しい理解を求め、同じ視点に立って児童生徒を支援できるように啓発等に努める必要がある。

H24年度は市広報に5回にわたり、特集「のびのび輝く下野の子」を掲載した。

今後は、市民対象に「発達障害への理解と対応」というテーマで研修会の開催を検討している。

質の高い支援体制づくりに努める。

障がいの有無に拘わらず、一人ひとりを見ることは勿論大事だが、様々なタイプの発達障害それぞれの特徴を知ることが、理解を深める一助となる。研修会に期待！

H24年7月号では「特別支援教育」について説明


のびのび輝く下野の子

特別支援教育推進を目指して

のびのび輝く下野の子

下野市では、学校、保護者、関係機関との連携のもと、児童生徒の個々の特性に応じた支援をより充実させ、子どもたち一人一人が「のびのび輝く下野の子」に育つよう、「特別支援教育推進計画」を策定しました。

下野市の特別支援教育の情報をシリーズでご紹介していきます。

特別支援教育とは？

障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒に対して、一人一人が本来持っている力を最大限に発揮できるように、きめ細かな支援を行うことが特別支援教育です。すべての教育活動の基本となるものです。

～子どものよき理解者になるためのキーワード～

『気づいて 認めて 支えて』

「気づき」から始まります

何度注意しても、同じような失敗やトラブルを繰り返している場合、これが子どもからの信号です。これらのつまずきのサインに早く気づき、子どもの特性に合ったかかわりを工夫していくことがとても大切です。

「認める」ことで正しい理解を

その子なりにがんばっていることを、周りに理解されないまま、しかられたり非難されたりすると、子どもは意欲を失ったり自信がもてなくなったりします。

自分のよさをわかってくれる人がいる、がんばりを認めてくれる人がいるという安心感が人への信頼の心を育て、自己肯定感を高めることにつながります。

「支える」ことが大切です

ほめて認めることが子どもの成長をうながします。良いところに気づき、言葉にして子供に伝えましょう。

○「君のいいところは○○だね」「よし、できるぞ」「こうするといいね」などの温かい言葉かけをしましょう。
○自分の良い点に気づかせ、伸ばしましょう。
○困ったときに、助けを求める力を育てましょう。
○「できた」という経験をたくさん積ませ、自信を持たせましょう。
○よいふるまい方を具体的に教え、認めてほめて伸ばしましょう。

なんで うまく いかないのだろう…

子どもは常に大人にサインを出しています。いちはやくそのサインに気づきましょう。

子どものよき理解者に

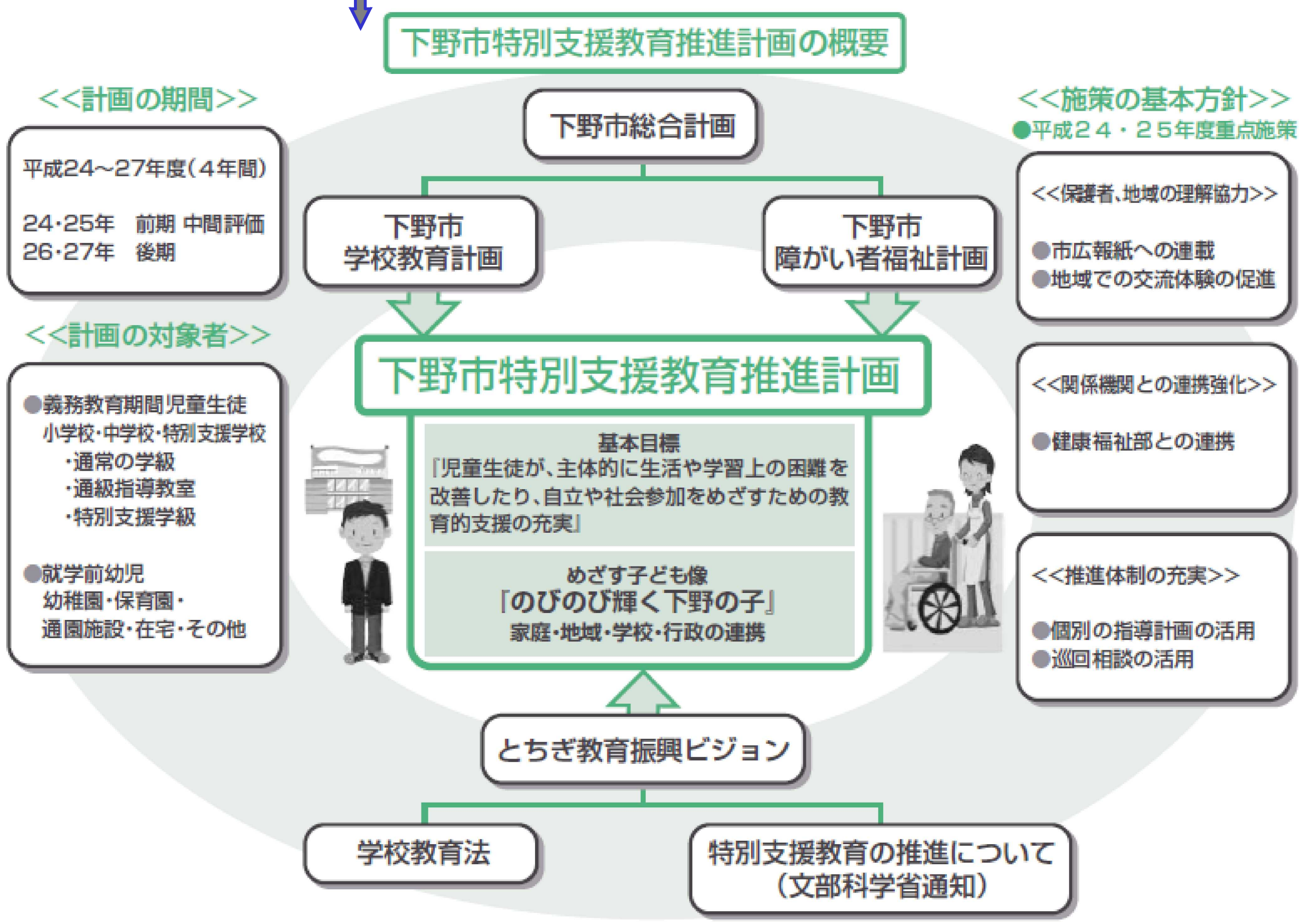
安心 自信 意欲
信頼 自己肯定感

小・中学校では学校全体で特別支援教育に取り組んでいます

一人ひとりの教育的ニーズに応じるために、特別支援教育コーディネーターの教員が中心となって、手立てを検討し役割を分担してチームで支援します。子どもの最大の理解者である保護者の皆さんもチームの一員です。学校と協力して支援を続けましょう。

●問い合わせ先
学校教育課
☎(52)1118
✉gakkoukyoiku@city.shimotsuke.lg.jp

広報しもつけH24年5月号に掲載



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【4月】

3/31 ～ 4/10 議会報告書編集・印刷作業

1 生活学校やよい会例会

3 **小山広域保健衛生組合説明会**

4 ぽっぽ館高齢者サロン観桜会送迎ボランティア

8 **祇園小入学式参列/第1回臨時議会/議会改革調査特別委員会議会基本条例策定小委員会（市長等と意見交換）**

11 **議会改革調査特別委員会**

12 とちぎつばさの会下野支部

13 下野市を元気にする会総会

16 とちぎつばさの会下野支部会計監査

17 **議会基本条例策定小委員会**

18 出会いふれあいサービスボランティア

20 市民活動補助事業公開審査会（とちぎつばさの会下野支部）

21 とちぎつばさの会下野支部総会／自然に親しむ会総会・講演「田んぼが支える 3 つの価値を考える」水谷教授

22 やよい会例会

23 市更生保護女性会総会・講演「私の体験から～そしてこれから」ダルク女性シェルターとちぎの方々

25 **自治基本条例検討委員会**

26 **総務常任委員会**

27 ヤマナシのお花見（南摩ダム建設予定地自然観察会）（鹿沼市）

28 議会報告会

30 **議員全員協議会**

【5月】

1～2 青森市（故村尾義母通夜・火葬）

7 **市議会第2回臨時会**

9 とちぎつばさの会下野支部全体会

10 ～ 12 小樽市（村尾義母葬儀・納骨、村尾義父法事）

15 **議会基本条例策定小委員会**

16 南河内公民館講座「もっと知りたい、まちのお財布～市民が財政白書を作ったら」大和田一紘氏／**自治基本条例検討委員会**

17 日立市帰省

18 市ボランティア連絡協議会総会/九条の会・栃木講演「平和憲法の危機―われわれは何をすべきか―」小森陽一氏（宇都宮市）

19 とちぎ・地域自治研究所総会/講演「一体改革でどうなる社会保障、再生のための課題」芝田英昭氏（宇都宮市）

20 **議会改革調査特別委員会**

21 **国民健康保険運営協議会**

22 **総務常任委員会**

23 講座「もっと知りたい、まちのお財布～一般会計」

25 **自治基本条例市民フォーラム**

26 美化キャンペーン活動（GT祇園5丁目自治会）／非核平和を進める下野市の会総会

27 図書館問題研究会栃木支部公開講座「JAPN=MARCを知る」原田隆史氏（宇都宮市）

29 **議員全員協議会/議会基本条例策定小委員会**/とちぎつばさの会下野支部（市民活動補助事業実施方策について意見交換会）

30 講座「もっと知りたい、まちのお財布～国保会計・後期高齢者医療保険会計」

【6月】

1 **祇園小・緑小運動会参観**/栃木県弁護士会環境アセスメントに関するシンポジウムⅢ「持続可能な社会の作法としての環境アセスメント」原科幸彦氏（宇都宮市）

2 「自主防災組織についての勉強会～市職員による説明」（GT祇園5丁目自治会）

5 ～ 19 **H25年市議会第2回定例会**

5,6,7,10,19 日　**本会議**

6 日　**議会改革調査特別委員会**

7 日　**村尾一般質問**

10 日　**議員全員協議会**

11 日　**総務常任委員会**

12 日　経済建設常任委員会傍聴

13 日　教育福祉常任委員会傍聴/**全員協議会**

9 **市体育祭ティーボール大会開会式参列**（別処山公園）第2回つるカフェ市民講座「医療と暮らしに橋を架ける」佐藤元美氏他（自治医大研修センター）

11 やよい会講演会「地域課題☆発見セミナー～高齢者の地域見守り体制づくりを事例として～」小林有見子氏

13 **自治基本条例検討委員会**

12 ～ 7/5 議会報告 No31 編集・印刷作業

15 **南河内第二中体育祭参観**

16 講演会「身近な性と暴力～被害者のためにできること～」平川和子氏（小山市）

20 講座「もっと知りたい、まちのお財布～水道会計・介護保険会計」/**自治基本条例検討委員会起草チーム会議**

22 スクールソーシャルワーク研修講座「スクールショーシャルワークの活動を地域資源の活用」土屋佳子氏/教育相談研修会（宇都宮市）

23 議会だより原稿執筆

24 やよい会例会/とちぎつばさの会下野支部全体会

25 **栃木県国民健康保険運営協議会会長会議**（宇都宮市）

26 **議会基本条例策定小委員会**

27 **古山小屋内運動場建築安全祈願祭/自治基本条例検討委員会起草チーム会議**

29 **議会基本条例素案市民説明会**

30 とちぎ地域自治研究所懇談会（壬生町）

※毎週月曜日は可能な限り高齢者サロン「お茶の間健康クラブ」（於 南河内第二中）の送迎ボランティア

～あれこれ～　■多くの国民は、本当に憲法改正して国民を統制する憲法とし、国防軍を持ちたいと思っているのだろうか?いやな世の中になりそうな危機感を抱く。選挙の行方が気になる。■第2回定例会の日程はゆったりだったが、一般質問の準備に加え、自治基本条例や議会基本条例の検討会議が相次いで、気ぜわしく過ごした。会議での議論はとてもおもしろいが、時間がかかる。■結局は、いきなり多数決ではなく、いろんな考え方の人たちと討議しながらある方向に集約していくプロセスが、相互理解につながるのだと思う。民主主義は時間がかかるし、経費もかかる。

